

●香川県告示第365号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成28年12月13日から同月27日まで内海漁業協同組合において縦覧に供する。

平成28年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町苗羽甲4番地1	森 勝典
小豆郡小豆島町西村甲266番地2	有限会社片山水産 代表取締役 片山 忠昭
小豆郡小豆島町苗羽甲1457番地	有限会社笠井水産 代表取締役 笠井 忠博

2 加入区の名称

内海加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

内海漁業協同組合